



宮 崎 県 公 報

令和6年10月10日(木曜日) 第551号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

規 則

○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………(財政課) 1

告 示

○宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更の許可……………(市町村課) 1

○保安林の指定予定(7件)……………(自然環境課) 1

○道路の区域の変更(3件)……………(道路保全課) 3

○道路の供用の開始(3件)……………(道路保全課) 3
公 告

○大規模小売店舗の変更に関する届出(2件)……………(商工政策課) 4

○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する意見書の提出(2件)……………(“) 5

○土地改良区の役員の就任の届出……………(農村整備課) 7

○土地改良区の役員の退任の届出……………(“) 7

○土地改良区の役員の就退任の届出(3件)……………(“) 7

○土地改良区の土地改良事業計画変更の認可……………(“) 8

○まあじに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更……………(漁業管理課) 8

規 則

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。
令和6年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第40号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例(令和6年宮崎県条例第34号)の施行期日は、令和6年12月12日とし、同条例附則第1項第2号に掲げる規定の施行期日は、令和7年3月1日とする。

告 示

宮崎県告示第536号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、宮崎県後期高齢者医療広域連合から申請のあった宮崎県後期高齢者医療広域連合の規約の変更については、令和6年10月1日付で許可した。

令和6年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第537号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和6年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町北河内字三ツ岩3120-109、3120-110、3120-119

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第538号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和6年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町北河内字芋踏川1832-4、1832-17、1838-1から1838-3まで、1838-7、1838-8、字黒山1856、1869、1885、1886-2、字下之窪1981-1

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 539号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和6年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 日南市南郷町潟上字掛之谷7290-1、7290-2、南郷町榎原字穴ノ久保乙2102、乙2103-1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 540号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和6年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町郷之原字寺之下甲3203-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 541号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和6年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 日南市南郷町榎原字奉射丸甲1540

- 、甲1541
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 542号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和6年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 日南市南郷町榎原字取喰甲1650-1、甲1655-3、甲1665-2、甲1681-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 543号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和6年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 日南市南郷町榎原字二本松丙2282-1から丙2282-3まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林

部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第544号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年10月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字野々首1040番140から同郡同村同大字同字1160番1まで	旧	4.8～41.9	5536.3
				新	4.8～41.9	5536.3
					3.0～3.0	7662.3

宮崎県告示第545号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年10月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
27	県道	宮崎北郷線	宮崎市清武町加納字町ノ前乙438番6地先から同市同町加納同字乙446番1地先まで	旧	14.3～22.5	37.98
				新	14.0～14.3	37.98

宮崎県告示第546号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年10月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
53	県道	京町小林線	小林市南西方字横道211番2地先から同市南西方同字2103番2地先まで	旧	27.8～46.0	88.2
				新	22.0～43.8	88.2

宮崎県告示第547号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年10月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
	国道	388号	東臼杵郡美郷町南郷鬼神野字下弓弦葉1663番7地先から同郡同町南郷鬼神野同字1662番4地先まで	令和6年10月10日

宮崎県告示第548号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年10月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
17	県道	南俣宮崎線	東諸県郡綾町大字入野字前田2874番2地先から同郡国富町大字森永字中水流1031番3地先	令和6年10月10日

まで

宮崎県告示第 549号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年10月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年10月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
215	県道	板上曾木線	延岡市北方町板下字瀬ノ猿渡戊 356番1地先から同市同町板下同字戊 354番4地先まで	令和6年10月10日

公 告

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和6年10月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベアーズモール清武
宮崎市清武町正手 2 丁目32番地 他 6 筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
植松商事株式会社 代表取締役社長 植松剛史
宮崎市橋通西 4 丁目 2 番30号
株式会社ナフコ 代表取締役社長 石田卓巳
福岡県北九州市小倉北区魚町 2 丁目 6 番10号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義
福岡県北九州市小倉北区魚町 2 丁目 6 番10号
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 柴田英二
福岡県福岡市博多区博多駅東 3 丁目13番12号
株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津達郎
東京都府中市若松町 1 - 36 - 1
株式会社セリア 代表取締役 河合宏光
岐阜県大垣市外濶 2 丁目38番地

- 株式会社マスミヤ 代表取締役 山口健二郎
宮崎市神宮東 1 丁目21 - 1
有限会社りーぶる金海堂 代表取締役 中村吉寛
宮崎市大淀 4 丁目 6 - 28宮交シティ 3 F
パナソニックテレコム株式会社 代表取締役 佐藤正人
東京都港区芝浦 1 丁目12番 3 号
有限会社平和食品工業 代表取締役 花堂伸樹
東諸県郡国富町大字森永1183 - 3
株式会社ケイディ商事 代表取締役 安田耕一
都城市花繰町20 - 8
(変更後) 株式会社ナフコ 代表取締役社長 石田卓巳
福岡県北九州市小倉北区魚町 2 丁目 6 番10号
イオン九州株式会社 代表取締役社長 中川伊正
福岡県福岡市博多区博多駅南 2 丁目 9 番11号
株式会社サンドラッグ 代表取締役社長 貞方宏司
東京都府中市若松町 1 - 38 - 1
株式会社セリア 代表取締役社長 河合映治
岐阜県大垣市外濶 2 丁目38番地
株式会社しまむら 代表取締役 鈴木誠
埼玉県さいたま市大宮区北袋町 1 - 602 - 1
有限会社りーぶる金海堂 代表取締役 中村吉寛
宮崎市清武町正手 2 - 37 - 8 クロスモール清武内
コネクション株式会社 代表取締役社長 目時利一郎
東京都港区虎ノ門 4 - 1 - 1 神谷町
高崎弘也
宮崎市小松台北町12 - 2
株式会社ケイディ商事 代表取締役 菅付浩司
都城市花繰町20 - 8

- 4 変更の年月日
令和元年 6 月27日 (株式会社ナフコ)
令和 2 年 9 月 1 日 (イオン九州株式会社)
令和元年 5 月 1 日 (株式会社サンドラッグ)
平成26年 6 月24日 (株式会社セリア)
令和 6 年 9 月18日 (株式会社しまむら)
平成31年 1 月31日 (有限会社りーぶる金海堂)
平成25年10月 1 日 (コネクション株式会社)
令和 5 年 4 月 1 日 (高崎弘也)
令和 6 年 6 月24日 (株式会社ケイディ商事)
- 5 変更する理由
代表者変更のため (株式会社ナフコ)
吸収合併による商号変更のため (イオン九州株式会社)
代表者変更のため、届出住所の誤りのため (株式会社サンドラッグ)
代表者変更のため (株式会社セリア)
小売業者の入れ替えのため (株式会社しまむら)
本店住所変更のため (有限会社りーぶる金海堂)
吸収合併による商号変更のため (コネクション株式会社)
小売業者の入れ替えのため (高崎弘也)
代表者変更のため (株式会社ケイディ商事)
- 6 届出年月日
令和 6 年 9 月25日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和6年10月10日から令和7年2月10日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和6年10月10日から令和7年2月10日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和6年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー清武店

宮崎市清武町大字木原字尾ノ下50番地

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一朗

鹿児島県鹿児島市南栄3丁目14番地

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 建物敷地内北側（第1駐車場） 123台

(変更後) 建物敷地内北側（第1駐車場） 65台

② 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) A棟東側 31.5㎡（荷さばき施設No.1）

B棟北側 15.0㎡（荷さばき施設No.2）

合計 46.5㎡

(変更後) A棟東側 31.5㎡（荷さばき施設No.1）

③ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) A棟内東側 14.45㎡（廃棄物等保管施設No.1）

B棟内南東側 1.08㎡（廃棄物等保管施設No.2）

合計 15.53㎡

(変更後) A棟内東側 14.45㎡（廃棄物等保管施設No.1）

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 3箇所 建物敷地内北側・西側

(変更後) 2箇所 建物敷地内北側

4 変更の年月日

(1) 令和7年5月27日

(2) 令和6年9月27日

5 変更する理由

地権者へ現在利用している一部駐車場用地を返還するため

6 届出年月日

令和6年9月26日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和6年10月10日から令和7年2月10日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和6年10月10日から令和7年2月10日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第2項の規定により、意見書の提出があったので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル加納店

宮崎市清武町加納乙 382-4 外

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第5条第1項の規定による届出

大規模小売店舗の新設

令和6年7月29日

3 意見の概要

(1) 意見書を提出した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

非公開

(2) 意見の内容又は趣旨

① 駐車場需要の充足等交通に係る事項

完成後に交通渋滞と事故が多発するのではないかと危惧しているため意見を述べます。

地元説明会資料によると店舗の出口は2か所でいずれも清武町下加納交差点（以下当交差点と呼ぶ）西側の道路に面しています。すべての退店車両はこの道路を通ることになります。ピーク時来台数の推計が169台/時となっておりますので、当交差点の通行台数が最大169台/時増加する推計です。当交差点は以前から交通トラブルの多い交差点であると認識しております。西側道路と東側道路が一直線になっていないため見通しが悪く直進車両と左折車両が区別しづらい事、県道27号の交通量が多い事、西側道路の直進レーンと右折レーンが一体である事、東側道路から右折する交通量が多い事が要因であると考え、信号が青である時間は長くても効率よ

く通行できない構造になっています。

これらの問題に加えて店舗の退店車両が当交差点を通行することになった場合、当交差点西側道路から県道27号を清武町方面へ右折する車両が直進および右折共用レーンを封鎖してしまい通行がままならなくなる恐れが高いと考えられます。現状では東側道路から直進する車両は少ないですが、店舗ができた場合、月見ヶ丘方面からの来店者は本東側道路を利用すると思われます。地元説明会資料では当交差点東側道路から店舗方面への交通が想定されていないのではないのでしょうか。東側道路からの直進車両が増加した場合、退店車両が当交差点を清武町方面へ右折することが困難になります。当交差点の歩行者交通量は現状多くありませんが、店舗ができた場合、来店した客が道を挟んだ銀行ATM等店舗を利用するため徒歩で道路を横断する可能性もあり、横断者の増加も車両の流れに影響する可能性があるのではないのでしょうか。加えて当交差点内で4～5台の車両が直進および右折共用レーンに留まった場合、道路幅の都合で西側道路から源藤交差点方向へ左折する車両も通行できなくなります。そのような状態になると、宮崎市側へ行きたい車両は、有村歯科口腔外科東側の細い道路を通って加納神社方面へ抜け、りらくる清武店前の三叉路から宮崎市側へ出ようとするか、店舗出口を左折して下加納住宅街方面へ迂回し、同じ三叉路から出ようとすると思われます。いずれの道も幅が狭い事や、地域住民の生活道路であることからトラブルのリスクが高いと考えます。

以上の理由から、店舗出口を単一道路に集中させることは交通渋滞や事故を招き不適切ではないかと考える次第です。

県道27号側にも出口を設置する（可能であれば清武方向へも出られるよう信号機も設置する）、当交差点の右折レーンと直進レーンを分離し、右折レーンにある程度の台数がいっても通行を妨げない程度に道路を拡張する、当交差点に右折信号を設置する、東西方向の見通しをよくするため道路を直線化するという対策をして、当交差点が渋滞しない工夫をして頂くようお願いいたします。

また交差点需要率等の数値は想定に基づいた推計でありますので、店舗が開店した後に再度交通量調査等を行い、結果を共有した上で改善措置の必要性評価をして頂けると地域住民は安心できると思います。

② その他

説明会の通告が行き届いていないのではないかと感じましたので意見を述べます。

令和6年9月18日に地元説明会が開催されたと同いしましたが、当方には告知がなかったため、参加者から情報を頂くまで説明会があったことさえ知りませんでした。影響の大きな工事だと思いますので様々な方法で告知をして頂ければ幸いです。

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和6年10月10日から令和6年11月11日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第2項の規定により、意見書の提出があったので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年10月10日

宮崎県知事 河野 俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル加納店
宮崎市清武町加納乙 382-4 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第5条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
令和6年7月29日
- 3 意見の概要
 - (1) 意見書を提出した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
非公開
 - (2) 意見の内容又は趣旨
 - ① 駐車需要の充足等交通に係る事項
県道27号から下加納交差点を経由したニュー池田台方面へ来る場合、道が直線ではなくカーブしているため、対向車が見えにくい状態です。計画書によると、出入り口の二箇所を有村歯科口腔外科前に一箇所、ふかお整形前に一箇所設置予定のようですが、有村歯科の前から交差点への信号までの道は前述した通り、道がカーブしているため、交通量が増えると事故の危険性がかなり高くなると予測されます。また有村歯科の前には、住民の皆さんが使っている加納神社へ抜ける細い通路もありますので、その通路を使う方、有村歯科に出入りする患者様、トライアル加納店を利用するお客様、それに加えて交差点側から進んでくる車と、ニュー池田台から進んでくる車がありますので、非常に事故が起こる可能性が高まっているように感じます。交差点の信号機が切り替わるまでかなり時間を要する場所であることから、渋滞を招くような交通計画にもなっていると感じます。
 - ② 歩行者の通行の利便の確保等
子どもたちが学校への登下校の際に通っている道でもありますので、交通量が増えるなら、道路を直線にして見やすくすることや、道路の車線を増やすなど、歩行者に対しても対策が必要だと考えます。
 - ③ 防災・防犯対策への協力
24時間営業とのことで防犯上の心配をしております。夜間に人の出入りが常時ある状態ですのでプライバシー保護や防犯上の対策等を行っていただけると幸いです。
 - ④ 騒音の発生に係る事項
上記にも述べましたが24時間営業とのことで騒音対策も必須と考えます。資料によると騒音予測地点P2における夜間等の騒音は基準値を上回っていますので、常時騒音対策は考慮していただくことが必須と考えます。
 - ⑤ その他
説明会の通知の告知方法が不十分だったのではと考えます。防犯や騒音なども特に大きく関係してくるところですが、説明会の用紙が入っていたこともなく、担当者の方から説明を受けてもいません。今後交通状況も大きく関係してくるので、説明会の事前通知などは近隣施設や近隣住民にしっかり

通達されるべきだと思います。

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和6年10月10日から令和6年11月11日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、杉安堰土地改良区（西都市）の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和6年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

就任した役員

役名	氏名	住所
理事	黒木 萌々華	西都市大字童子丸 177番地 1

（任期：令和8年7月12日まで）

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、新富土地改良区（新富町）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和6年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	瀬戸口 誠	児湯郡新富町大字上富田3932番地 1
監事	水間 健	児湯郡新富町大字新田8453番地17

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、えびの市土地改良区（えびの市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和6年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	市来 洋一郎	えびの市大字原田3821番地
理事	川野 弘	えびの市大字内堅 620番地

（任期：令和7年3月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	立山 巽	えびの市大字内堅 570番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、高原高千穂土地改良区（高原町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和6年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	小村 弘秋	西諸県郡高原町大字西麓2708番地

（任期：令和9年3月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	花牟礼 雄之	西諸県郡高原町大字西麓2611番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、尾鈴土地改良区（川南町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和6年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	網代 宗章	児湯郡川南町大字平田3420番地
理事	樽見 一寛	児湯郡川南町大字川南 18318番地
理事	鴨田 政義	児湯郡川南町大字川南3238番地
理事	甲斐 隆功	児湯郡川南町大字川南 18288番地
理事	間野 雄一	児湯郡川南町大字川南 14513番地 13
理事	久保田 浩庸	児湯郡川南町大字川南1170番地81の5
理事	姫野 康彦	児湯郡川南町大字川南 18925番地 1
理事	今井 芳洋	児湯郡川南町大字川南5199番地 600

理 事	西 村 佳 之	児湯郡川南町大字川南 19890番地 2
理 事	河 野 伊 亨	児湯郡都農町大字川北 400番地 2
理 事	坂 田 広 亮	児湯郡都農町大字川北4874番地 2
理 事	長 友 順 子	児湯郡川南町大字川南 12454番地 7
理 事	日 高 昭 彦	児湯郡川南町大字平田1808番地
理 事	河 野 博 子	児湯郡川南町大字川南 13625番地
監 事	黒 木 玲 二	児湯郡都農町大字川北1828番地 1
監 事	河 野 徹	児湯郡川南町大字川南8965番地 1
監 事	横 尾 剛	児湯郡川南町大字川南 22834番地 1

(任期：令和10年8月5日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	網 代 宗 章	児湯郡川南町大字平田3420番地
理 事	樽 見 一 寛	児湯郡川南町大字川南 18318番地
理 事	鴨 田 政 義	児湯郡川南町大字川南3238番地
理 事	甲 斐 隆 功	児湯郡川南町大字川南 18288番地
理 事	間 野 雄 一	児湯郡川南町大字川南 14513番地 13
理 事	久 家 康 一	児湯郡川南町大字川南2043番地16
理 事	姫 野 康 彦	児湯郡川南町大字川南 18925番地 1
理 事	今 井 芳 洋	児湯郡川南町大字川南5199番地 600
理 事	河 野 浩 一	児湯郡川南町大字川南 10508番地 1
理 事	河 野 徹	児湯郡川南町大字川南8965番地 1
理 事	河 野 正 和	児湯郡都農町大字川北 13541番地 1
理 事	日 高 昭 彦	児湯郡川南町大字平田1808番地

監 事	黒 木 玲 二	児湯郡都農町大字川北1828番地 1
監 事	阿 部 芳 治	児湯郡川南町大字平田3025番地 6
監 事	横 尾 剛	児湯郡川南町大字川南 22834番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、都城盆地土地改良区（都城市）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。

令和6年10月10日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

漁業法（昭和24年法律第 267号。以下「法」という。）第16条第5項の規定により、まあじに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量を令和6年9月30日付けて次のとおり変更したので、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和6年10月10日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

まあじに関する令和6管理年度（令和6年1月1日から令和6年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量（法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	数 量
宮崎県まあじまき網漁業	4,131トン
宮崎県その他のまあじ漁業	現行水準